岐阜労働局労働基準部 労災補償課長 殿

> 厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課長補佐(医療福祉担当)

筋電電動嚢手の研究用支給にかかる協議について (回答)

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号(改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号)の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要網」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

事 務 連 絡 平成 2 2 年 3 月 3 日

福島労働局労働基準部 労災補償課長 農

> 厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課長補佐(医療福祉担当)

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について (回答)

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号(改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号) の別添「筋電電動養手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない

事 務 連 絡 平成22年3月3日

埼玉労働局労働基準部 労災補償課長 殿

> 厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課長補佐(医療福祉担当)

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について (回答)

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号(改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026.号) の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

事 務 連 絡 平成22年3月3日

應児島労働局労働基準部 労災補償課長 殿

> 厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課長補佐(医療福祉担当)

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について (回答)

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号(改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号)の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

愛知労働局労働基準部 労災補償課長 殷

> 厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課長補佐(医療福祉担当)

筋電電動 義手の研究用支給にかかる協議について (回答)

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号(改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号)の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記

事 務 連 絡平成22年3月3日

茨城労働局労働基準部 労災補償課長 殿

> 厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課長補佐(医療福祉担当)

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について (回答)

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号(改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号) の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要網」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

事務連絡

埼玉労働局労働基準部 労災補償課長 殿

> 厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課長補佐(医療福祉担当)

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について (回答)

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、協議の結果、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号(改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号)の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者とならないものとする。

記

神奈川労働局労働基準部 劳災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課長補佐(医療福祉担当)

節電電動義手の研究用支給にかかる協議について(回答)

干記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、協議の結果、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号(改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号)の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者とならないものとする。

群馬労働局労働基準部 労災補償課長 殿

> 厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課長補佐(医療福祉担当)

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について (回答)

下記の簡電電動義手の研究用支給を希望する者については、協議の結果、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号(改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号)の別添「簡電電動義手の研究用支給実施契綱」に定める研究用支給の対象者とならないものとする。